

令和4年(2022年)第6回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年6月24日(金) 午後1時40分から午後2時10分

2 開催場所 ニセコ町役場 3階 町民ホール

3 出席委員(12人)

会長	12番	荒木 隆志		
会長職務代理者	7番	大野 智美		
委員	1番	大田 和広	2番	大橋 敏範
	3番	佐藤 寿恵	4番	長井 修
	5番	久保 正人	6番	笹塚 成之
	8番	高橋 洋	9番	茶谷 久登
	10番	芳賀 修一	11番	大道 正幸

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用について
- 第 5 報告第2号 農地所有適格法人の要件確認について
- 第 6 報告第3号 農用地利用関係の調整結果について
- 第 7 報告第4号 農業経営改善計画の認定について
- 第 8 議案第1号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について
- 第 9 議案第2号 土地の現況証明願出について
- 第10 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第11 議案第4号 農用地利用関係調整委員の指名について

6 傍聴人 なし

7 農業委員会事務局職員

事務局長 中川 博視 農地係長 高田 伸次

8 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年、第6回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により

議長において、

10番 芳賀修一君 11番 大道正幸君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の中川事務局長、高田係長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。

令和4年、第5回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。

その内容は別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地法第4条の規定による農地転用について」の件、

日程第5、報告第2号「農地所有適格法人の要件確認について」の件、

日程第6、報告第3号「農業経営改善計画の認定について」の件、

日程第7、報告第4号「農業経営改善計画の認定について」の件、4件を一括議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 報告第1号の朗読・説明】

新幹線施設建設による転用であり、許可不要となっております。

図面は5ページです。

以上で報告第1号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第2号の朗読・説明】

1件の報告がありました。法人形態、売上高、構成員要件、役員の従事要件など全ての要件を満たしています。

要件確認書は、7ページに添付しております。

なお、6月1日より代表が変更されておりますが提出されたのが5月であるため報告書にあるとおりの名称を記載しています。

以上、報告第2号を終わります。

【事務局 報告第3号の朗読・説明】

3月31日に申出を受け、6月14日に農用地利用関係調整委員会を開催し利用調整を行いました。金額、支払期限などご覧のとおりとなっておりますが、新幹線の用地買収により土地が不形状となってしまったため、単価が低く設定されています。

所有者の意向による調整で、支払期限が来年の1月までとなっております。

9ページに図面を添付しております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

【事務局 報告第4号の朗読・説明】

7件の協議があり、全て期間満了による更新申請であるため適正であるとして会長専決処分としております。詳細な計画については11ページから38ページまで御覧ください。

以上で、報告第4号の説明を終わります

議 長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、報告第1号から報告第4号を報告済とします。

日程第8、議案第1号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第1号の朗読と説明】

6月16日に現地確認を行い

1番は、樹木やいたどりが生えており原野・水路に囲まれた小面積の農地であり継続して農地と使用することは困難であるため非農地とするものです。

2番は、笹が全面に生えており農地として再生することは困難であることから非農地とするものです。

3番は、ため池となっているため非農地とするものです。

4番から8番は、堆肥センター裏、真狩川の岸にある農地で堆肥センター横の道路から川岸へ下っていくところに位置しています。長年耕作しておらず、樹木などはそれほど生えておりませんが、進入道路が河川の樋門管理での通行しかないので農業機械が入っていけない状態で、道路の整備、農地の整備等を行う必要があります今後継続的に農地として利用することは難しいため非農地とするものです。

以上で議案第1号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第1号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第1号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第2号「土地の現況証明願出について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第2号の朗読・説明】

1番、2番は非農地通知を亡失したことによる申請であり、それぞれ平成21年、平成25年に非農地通知を発出している農地となります。

3番は、用水路となっている土地で、分筆を行い申請がありました。

農業に利用するための施設は転用不要となっています。

4番は、20年以上作付されていない農地ということで申請がありました。
5番の1筆は、平成27年に非農地通知が発出されている農地、もう1筆は20年以上作付されていない農地ということで申請がありました。
以上で議案第2号の朗読と説明を終わります。

議長

引き続き、当番委員であります大野代理より、補足説明をお願いします。

大野代理

【大野代理 補足説明】

7番 大野です。

現地調査に係る補足説明をいたします。

先般、6月16日に、会長・地区担当委員・事務局と私とで現地調査を実施しました。

1番、2番は、広葉樹等がかなりの樹高に成長しており、森林状態となっています。非農地判定した当時と同じ状態であり農地として復元し利用することは困難であるため、農地以外と判断してやむを得ないと思われま

す。3番は、用水路として利用されている土地であるため、農地以外であると判断して問題ないと思われま

す。4番は、広葉樹等が成長しており、森林状態であると判断できます。農地として復元し利用することは困難であるため、農地以外と判断してやむを得ないと思われま

す。5番は、1筆は非農地判定した当時と同じ樹木が成長し森林状態となっています。

80番1は、広葉樹等は数本生えているだけですが、笹が全体的に生えており農地として復元し利用することは困難であるため、農地以外であると判断して問題ないと思われま

す。委員のみなさんのご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

これをもって、補足説明を終わります。

これより、議案第2号「土地の現況証明願出について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第2号「土地の現況証明願出について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第3号の朗読と説明】

本案については、所有権の移転が1件、利用権の新規設定が5件、再設定が1件、賃借権の移転が5件、合計12件で農用地利用集積計画の総面積は、714,445㎡となっております。

1番は報告第4号で報告した利用調整の所有権移転であり、金額等については報告したとおりです。

2番、利用権の新規設定であり期間5年間、10アール当たり8,800円です。

土地の名義人が亡くなったため、法定相続人全員の共同管理財産となっておりますが

持ち分の過半50%を超える法定相続人の同意で、賃貸借設定はできるため今回は連名による設定となっております。

3番、4番は、意向調査を行った農地について所有者から調整を求められたため担当地区委員の調整により設定された案件です。

設定された賃借人、面積についてはご覧のとおりです。10アール当たり6,000円、期間5年間となります。

4人の共有名義となっておりますが、それぞれ1/2、1/6の持ち分の2名に同意をいただき利用権の設定を行うものです。

5番は、所有者の規模縮小、賃借人の規模拡大により利用権の設定を行うものであり10アール当たり5,000円、期間10年間です。

6番、期限満了による利用権の再設定であり期間、面積などの条件に変更はありません。7番は、経営を法人化することから現在の経営者から法人へ使用貸借を行うための利用集積計画となります。また同じく8番から12番については現在借りている農地の名義を現経営者から法人に移転するため、賃貸借権の移転を行うための計画となります。権利の移転ですので、期間、金額等の内容は、当初の賃貸借と変更はありません。なお、調査書は、58ページから65ページに添付しており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に適合しています。位置図は、66ページから81ページに添付しております。

以上で、議案第3号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか？

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第4号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第4号の朗読と説明】

調整委員として、地区担当委員を主任として、隣接委員を委員として2名を指名するものです。

以上で、議案第4号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第4号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか？

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第4号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって、令和4年、第6回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。
どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年6月24日

議 長 荒木 隆志

署名委員 10番 芳賀 修一

署名委員 11番 大道 正幸